

2022年5月市会本会議代表質問

国本 友利

【はじめに】

左京区選出の国本友利です。この後に続く松田けい子議員とともに公明党京都府議会議員団を代表し、市政一般について質問をいたします。市長並びに関係理事者におかれましては、誠実かつ分かりやすい答弁をいただきますようお願いいたします。

質問に入る前に、一言申し述べます。ロシアの軍事侵略により、お亡くなりになられたウクライナ国民の皆様に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、今なお戦禍の中で苦しむ、すべてのウクライナ国民に心からお見舞いを申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略という暴挙は、明らかな国際法違反であり、軍事力を行使し、力による一方的な現状変更は断じて許されるものではありません。ウクライナを支援する国々による制裁措置を強化している中であっても、ロシアは軍事侵略を一向に止めることなく、ウクライナの多くの一般市民が犠牲となっていることに怒りを覚えます。

ロシアの軍事侵略は国際社会の秩序を混乱に陥れるものであり、公明党として最大限の言葉で非難することを表明しておきます。

【地方創生臨時交付金の活用について】

まず初めに、京都経済の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。2年以上に及ぶ新型コロナウイルスの影響について、全国はもとより、京都市経済も深刻な状況であると認識しています。感染者の急増によるまん延防止等重点措置、緊急事態宣言など国内の社会経済活動に大きな影響がもたらされました。

また、新型コロナウイルスの影響による、輸入原材料の高騰に加え、産油国の減産による原油高の影響により国内事業者、京都市においては99%を占める中小・小規模事業者に大きなダメージを与えています。

この新型コロナウイルスの影響に加え、先ほど触れたロシアのウクライナ侵略の暴挙が、世界的規模でエネルギー供給や原材料の高騰に拍車をかけている状況にあります。

加えて、コロナ対策としてのゼロゼロ融資の元金返済が本年から始まる企業も多く、京都市としては経営相談窓口を置き、相談体制の整備にも努められています。今後一層の強化も求められるものと考えます。そのような状況の中、今般、緊急経済対策を政府与党でとりまとめ、地方創生臨時交付金の本市に対する交付限度額が示されました。

当該臨時交付金については本市において柔軟に活用できるものであることから、中小・小規模事業者への支援や市民生活に対する支援など、京都経済を支え、有効に機能する使い道が求められるところです。そこで今回の地方創生臨時交付金をどの分野に光をあてて活用されるのか、その対応方針についてお伺いいたします。

【府市協調の取組の推進について】

次に、府市協調の取組みについてお伺いいたします。4月10日に行われた京都府知事選挙において、公明党が推薦した西脇隆俊知事が2期目の当選を果たされました。ご支援をいただいたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

この選挙結果は、京都府民・京都市民が西脇知事の1期4年間の実績を評価した上で、次の4年間を西脇知事の府政運営に託す決断をした結果であることは言うまでもありません。

今後、西脇知事と門川市長が連携をはかり、更なる府市協調により、現在の新型コロナウイルス対策に加え、ロシアのウクライナ侵略による経済的影響などに対してオール京都体制で乗り越えることを求めたいと思います。

私は、2月市会の予算特別委員会の総括質疑において行財政改革計画の「都市の成長戦略」による税収増の取組みについて市長と議論をさせていただきました。

この中で、本市の成長戦略に伴う税収増の取組みに関し、外的要因による影響について質問をいたしました。市長は国の経済対策に適時的確に呼応して

いくことに加え、京都府との連携についても触れられ、都市の成長を図っていきたくないと答弁をされました。

そこで、国との連携はもとより、今般、2期目の当選を果たされた西脇知事とより一層、緊密な連携を図り、府市協調を新たなステージへと発展させ、「京都経済の再生」、「都市の成長戦略」などについて、オール京都体制で取り組む事が重要と考えます。市長のお考えとご決意をお伺いいたします。

【京都観光の回復に向けた取組について】

次に、ウィズコロナ社会における京都観光の回復についてお伺いいたします。本市にとって、観光は間違いなく、大きな基幹産業であります。しかしながら、2年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により、京都観光は大きなダメージを受けています。

新型コロナウイルス感染症の発生以前の京都観光は、外国人観光客の急増等により、一部の観光地の混雑や、文化・習慣の違いによるマナー違反等の観光課題が発生し、市民生活にも影響を及ぼす事態が生じていました。

こうした観光課題の解決に向けて取組を進めていた中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅行需要が激減するなど、京都観光はかつて経験したことのない危機的な状況に陥っております。

また、観光事業者のみならず、関連する産業や文化、芸術の関係者などに与えた影響も甚大で、観光がいかに京都の経済と雇用や地域文化の振興を支えていたかを、改めて認識したところです。

まん延防止等重点措置が解除されたこともあり、本年4月、5月においては全国的な観光需要の高まりから、大きな人の動きがあり、本市においても観光客の皆様が多く帰ってきたことを実感しました。

更に、国においては外国人観光客の一部受け入れ再開も検討されているとの事です。今後、感染状況に十分注意を払いながら、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を前提に観光を力強く回復させていく必要性があります。

私は令和3年4月に「ウィズコロナ・アフターコロナ社会における新しい観

光のあり方に関する調査研究報告書」を門川市長に提出いたしました。

その中では、「新しい生活様式に基づいた観光客・観光事業者の在り方」、「混雑を避けるための観光の分散化と量から質への転換」、「市民生活と調和した持続可能な観光の視点」などに触れ、市民、観光事業者、観光関連従事者、そして観光客のあるべき姿を提言させていただきました。

京都市においては、令和2年11月に京都市観光協会とともに「京都観光モラル」、令和3年3月には「京都観光振興計画2025」を策定。その後、同年11月には「新しい京都観光に向けた共同宣言」を京都市、京都市観光協会ほか、観光関連団体とともに発表されました。

市民及び観光客の皆様の安心・安全の確保を図りながら、一刻も早く京都観光を回復させていくことが必要ですが、それに当たっては、かつて観光課題が発生していた新型コロナウイルス感染症拡大以前の観光に戻すのではなく、観光客の皆様にも京都の魅力をしっかり味わっていただきながら、市民生活や地域文化をより重視し、市民の皆様がより豊かさを実感できる、地域に貢献する観光を目指していく必要があります。

観光事業者、従事者、観光客、市民の皆様がお互いに尊重しあい、思いを一つにし、かけがえのない京都を未来へと引き継いでいくための取り組みが今後、より一層求められます。

これから観光客に選ばれる都市の要素として重要な指標は、感染症に対する「安全性」に加え、「環境」、「SDGs」、「レジリエンス」といったことであると考えます。

今後、ウィズコロナを前提に京都市が観光地として全国、全世界の皆様を選ばれるためには、京都が感染症に対して、観光事業者と連携した取組をおこなっていることはもちろんのこと、環境問題への対応やSDGsの達成への貢献も図りつつ、持続可能な観光を目指している都市であると認識していただくためのプロモーションを展開していくことが必要ではないでしょうか。

持続可能な観光都市であり続けるために、また、新型コロナウイルスのダメージからの観光の回復を目指しての今後の取り組みについてお伺いいたします。

【障害者居住支援について】

最後に、障がいのある方の居住支援について伺いたします。我々、公明党京都市会議員団は今まで、高齢者や障がいのある方など、住宅確保が困難な方への支援を一貫して求めるとともに、様々な提案をして参りました。

私も、令和2年3月の予算特別委員会の総括質疑などにおいて、障がいのある方の住宅確保、居住支援の充実強化を求めて参りました。また、議員として高齢者、障がいのある方から、多くのご相談をいただき、その都度、個別にすまい探しのお手伝いをしてきたところです。本日は、障がいのある方のすまい探しの相談事例を一部、ご紹介させていただきます。

その相談者は、エレベーターのないマンションの4階に住んでいましたが、人工股関節の手術をされ、歩行に困難が生じたため、1階の物件を希望しているとのことでした。知り合いの不動産業者に相談をしたところ、ご希望の物件で空きがありましたが、これまで障がいのある方の入居経験がなく、ご不安な様子でありました。

そのような状況の中、今回のケースでは、居住支援法人が間に入り、居住支援法人が、契約者、緊急連絡先となり、その後の見守り支援も行うということで、結果、無事に入居することができました。

このように、居住支援法人が相談者、家主、不動産事業者の間に入り、それぞれの不安を解消することで、相談者は入居できたことを大変喜ばれ、家主も安心しているとのことでした。

京都市では、高齢者の賃貸住宅への入居を支援する制度を実施されており、家主や不動産事業者にも浸透してきたと思います。しかしながら、今回、私自身が障がいのある方から相談を受け、その方や不動産事業者から様々なお話を聞くなかで、相談者、家主、不動産事業者がそれぞれの立場で不安を抱えており、社会的な障壁も含め、障がいのある方のすまい探しの難しさを実感いたしました。

不動産事業者は、障がいのある方に紹介できる住宅を確保することに加え、斡旋事例も少なく、今回の事例のように、家主の障害のある方に対する不安も

あり、入居可能な空き家、空き室があったとしても受入れを躊躇することは当然のことと思います。

こういうケースを解決する手法の1つとして、住宅セーフティネット法で居住支援法人の指定制度が設けられたと理解しています。

令和3年度2月市会でも我が会派の兵藤議員から質疑がありましたが、居住支援法人の活動が市民や不動産事業者、福祉関係者に十分に知られていないことが課題であると考えています。

障がいのある方がすまいを探される際に、家主や不動産事業者が居住支援法という事業者があり、緊急連絡先や見守りの支援などを受けられることが分かれば、家主が安心し、入居につながるケースも増えるのではないのでしょうか。

また、障がいのある方にとっても、そのような支援を受けられることで、安心して生活ができると思います。そのためには、京安心すまいセンターや京都市居住支援協議会から、家主や不動産事業者の皆様に居住支援法人の活動を幅広く周知していくべきと考えます。

障がいのある方のすまい探しの課題に対し、住宅部局と福祉部局が連携を図りながら、障がいのある方への理解の促進や、現在、高齢者を対象に実施している支援の仕組みと、同様の仕組みを、障がいのある方にも検討いただきたいと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。